

# 住民税の住宅ローン控除とは

税源移譲により、所得税が減額になり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。この場合、今までなら所得税から控除できていた分については、翌年度の住民税からも特別に税額を控除することにより、税源移譲前と後の税負担が変わらないようになります。

## ●対象者

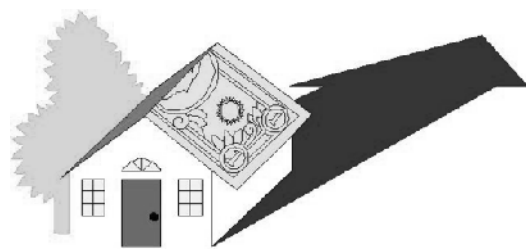
⑧平成11年から18年までの住居入居者で左記に該当する人

⑨税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれなくなった人

⑩住宅ローン控除限度額が所得税より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった人

⑪源泉徴収票の適用欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に記載金額がない場合は、所得税額で住宅ローン控除額全部を控除しきれいているので、住民税の住宅ローン控除申告はできません。

⑫源泉徴収票に記



## ●対象年度

⑬平成20年度から28年度までの住民税

## ●申告

⑭申告しないと適用になりません。

⑮対象者はこの適用を受けるためには、申告期限（今回は3月16日）までに、1月1日現在居住している市区町村へ申告する必要があります。

⑯なお、所得税の確定申告をする人（事業所得者等）は、確定申告書とともに税務署申告会場に提出してください。⑰還付ではなく、住民税の控除（減額）です。

## ●住民税ローン控除申告の手順

⑱、給与収入のみで確定申告をしない人は…

①20年分の年末調整時に、例年同様「平成20年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」「年末残高証明書」を会社に提出し所得税の控除を受ける。

②勤務先から受け取る源泉徴収票につ

いて源泉徴収税額が0であり、適用欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載され、この金額が「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合、住民税のローン控除の対象となります。

③対象者は、1月5日から3月16日までに、源泉徴収票を添付した「平成21年度分住民税住宅借入金特別税額控除申告書」（確定申告書を提出しない納税者用）を町に提出する。

④平成21年度住民税額（所得割額）から控除されます。

## ●確定申告書を提出する人は

①所得税の住宅ローン控除の必要書類を添付した確定申告書とともに「平成21年度分住民税住宅借入金特別税額控除申告書（確定申告書を提出する人用）」を、2月16日から3月16日までに、税務署申告会場又は町に提出する。

②平成21年度住民税（所得割額）から控除されます。

## ●控除額の計算方法

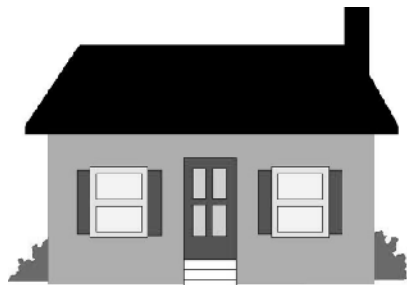
⑫住民税の住宅ローン控除限度額＝①②のいずれか少ない額－③④

①所得税の住宅ローン控除限度額  
②税源移譲前の税率で算出した所得税額（ローン控除前）

③税源移譲後の税率で算出した所得税額（ローン控除前）

## ●申告書について

⑱必要事項を記入し署名押印のうえ、申告書3枚複写のうち市町村提出用・税務署確認用を提出してください。本人控えは大切に保管してください。



⑲12月下旬に申告書用紙を税務課窓口⑳に備え付けます。

㉑ご連絡（☎9122）いただければ申告書を送付します。

㉒町ホームページからもダウンロードできます。申告書の作成もできますのでご利用ください。

## ▼問い合わせ先

㉓税務課 住民税係

☎9122

㉔【町ホームページ】

<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>

↓税↓確定申告↓申告書